

<一般委託>

(「屋外清掃」「建物清掃」「有人警備」「剪定・樹木伐採」用)

動物愛護センター清掃委託(長期継続契約) 仕様書

動物愛護センター清掃委託(長期継続契約)に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

| | | |
|----|------------|--|
| 1 | 目的 | 美観・衛生的に庁舎等の建物を良好な状態に維持することを目的とする。 |
| 2 | 履行期間 | 令和4年9月1日から令和7年8月31日 |
| 3 | 施行場所 | 横須賀市浦郷町5丁目2931番地 動物愛護センター |
| 4 | 業務内容 | 別紙のとおり |
| 5 | 特記事項 | 実績報告: 作業終了後は指定した様式により報告を行うこと。 検査: 報告書を基に書類・実地検査を行う。 |
| 6 | 関係法規 | |
| 7 | 資格要件 | |
| 8 | 契約方法 | 総価による業務委託契約(一般委託) |
| 9 | 支払方法 | 本件は各月末締めをもって受託者の請求により精算する。ただし、各月の支払額に1円未満の端数を生じた時は、該当する年度の最終月に精算するものとする。 |
| 10 | 業務委託成績評定 | 対象 ・ 非対象 |
| 11 | 現場代理人の配置 | 必要 ・ 不要 |
| 12 | その他事項 | この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。 |
| 13 | 監督員 連絡先 | 保健所生活衛生課動物愛護センター 吉田まどか 869-0040 |

<指示又は希望事項>

| | |
|----------------------------------|---|
| グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係 | <ul style="list-style-type: none">・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。 |
|----------------------------------|---|

委託代金額内訳書

1 初年度委託代金額 (税込)

| 年 度 | 委託代金額 | 対象となる履行期間 |
|-------|---------------------------|---------------|
| 令和4年度 | 円 | 令和 4年 9月 1日から |
| | うち取引に係る消費税及び地方消費税額の額 円 | 令和 5年 3月31日まで |

2 初年度業務別内訳書 (税抜)

| 業務内容 | 単位 | 予定数量 | 単 価 | 金 額 |
|------|----|------|-----|-----|
| 日常清掃 | 月 | 7 | | |
| 定期清掃 | 回 | 1 | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| 合計金額 | | | | |

※初年度業務別内訳書の単価は、次年度以降の履行期間終了まで同じ単価となります。
次年度以降予定委託代金額は、初年度単価に当該年度における数量を乗じた額となります。

3 次年度以降予定委託代金額 (税抜)

| 年 度 | 予定委託代金額 | 対象となる履行期間 |
|--------|---------|--------------------------------|
| 令和 5年度 | 円 | 令和 5年 4月 1日から 令和 6年 3月31日まで |
| 令和 6年度 | 円 | 令和 6年 4月 1日から 令和 7年 3月31日まで |
| 令和 7年度 | 円 | 令和 7年 4月 1日から 令和 7年 8月31日まで |
| 令和 年度 | 円 | 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで |
| 令和 年度 | 円 | 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで |

長期継続契約（委託）に係る共通仕様書

（契約期間）

- 1 契約期間は、仕様書に記載した期間とする。

（委託代金額）

- 2 委託代金額は、初年度は確定金額、次年度以降は予定金額とする。
なお、年度とは4月1日から翌年の3月31日までの期間をいう。
- 3 仕様書は1年間の内容となっているので、委託代金額は各年度の履行期間に含まれる業務内容から積算した金額とすること。
- 4 契約書の委託代金額欄は、「別紙内訳表のとおり」とし、委託代金額内訳書を添付すること。
委託代金額内訳書のうち、「1 初年度委託代金額」欄および「2 業務別内訳書」の「単価」、「金額」欄については受託者が記載すること。「3 次年度以降予定委託代金額」欄は委託者が記載する。
- 5 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（次年度以降の手続き）

- 6 次年度以降は、各年度当初をもって予定委託代金額に消費税額を加算した額を確定金額とし、その消費税等は確定金額となる日の法律を適用する。
- 7 支払い方法が毎月払い等で、各月の支払額に1円未満の端数が生じる場合は、最終月に精算するものとする。

（契約の解除）

- 8 当該長期継続契約については、通常の解除以外に次のいずれかに該当する場合、委託者及び受託者は契約を解除できる。この場合は、当該解除に伴う損害の賠償を請求することができない。
 - （1）当該契約に係る予算の額に減額又は削除があったとき。（この場合は、速やかに受託者に対して書面によりその旨を通知する。ただし、契約内容又は数量等の変更により、減額後における予算の範囲で契約を継続できるときは、契約変更等により対応する）
 - （2）当該契約を解除しようとする日が、履行期間の2分の1を超える場合で、その4箇月前までに書面で解約を申し出たとき。
 - （3）契約の内容に新たな事項を追加する必要があるとき。（ただし、同一の相手方と再度契約を締結する場合に限る）
- 9 前項の規定に従って契約を解除する場合であっても、互いがその濫用を避け、誠実に取扱うこと。

（その他）

- 10 この契約書に記載のない事項は、契約規則等の手続きに従って処理する。

動物愛護センター清掃委託(長期継続契約) 特記仕様書

※この特記仕様書において、委託者を甲(以下「甲」という。)、受託者を乙(以下「乙」という。)とする。

I 目的

美観・衛生的に庁舎等の建物を良好な状態に維持することを目的とする。

II 清掃場所

横須賀市浦郷町5丁目2931番地 横須賀市動物愛護センター

III 契約期間等

令和4年9月1日から令和7年8月31日まで。

- ・令和4年度(令和4年9月1日から令和5年3月31日まで)
日常清掃:7月
定期清掃:1回
- ・令和5年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)
日常清掃:12月
定期清掃:2回
- ・令和6年度(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)
日常清掃:12月
定期清掃:2回
- ・令和7年度(令和7年4月1日から令和7年8月31日まで)
日常清掃:5月
定期清掃:1回

IV 日常清掃の作業日時

作業日は月曜日、水曜日、金曜日の週3回とする。ただし、年末年始及び祝祭日を除くものとする。
作業時間は執務時間(8時30分～17時15分)内とし、執務時間内に本書に定める清掃内容を完了するものとする。
従事時間帯については甲乙協議の上決定する。

V 一般事項

1. 清掃業務の範囲

(1)家具、什器等(椅子等軽微なものを除く)の移動は、特記がない限り別途とする。

(2)次に掲げる部分の清掃は、特記がない限り省略できる。

①ロッカー、家具等があり清掃不可能な部分

②電気が通電されている部分又は運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分

2. 臨時及び緊急の措置

臨時及び緊急に清掃が必要となった時は、甲が定めた監督員と、乙が定めた作業責任者が協議を行い決定する。
ただし、軽微な清掃については、監督員の指示に従うものとする

3. 清掃業務の確認

清掃業務終了後、作業責任者は監督員に報告し確認を受ける。

4. 資機材は、甲より指示された場所に整理し保管する。

5. 鍵の使用

部屋等の「鍵」を使用する時は、甲の承認を得て使用し、作業責任者が責任をもって保管し、使用後は直ちに返却する。

6. 服装

作業従事者は、乙の被使用者であることが確認できる作業衣又は腕章等を常に着用するか甲の指定した腕章等を着用する。

7. 秘密の保持

乙は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

8. 設備等の使用

乙は、甲が業務遂行上必要と認める施設等について、甲の承認を得て使用することができる。

9. 執務時間外の作業

乙は、甲の承認を得て執務時間(8時30分～17時15分)外に作業をすることができる。

10. 定期清掃

定期清掃は、原則として動物愛護センター職員が勤務しない土日及び祝祭日に行うものとし、乙が定期作業を行う際は事前に甲の承認を得るものとする。

11. その他

清掃用具は乙が用意する。また電気・水道は甲が負担する。

VI 清掃に伴う注意事項

1. 作業にあたっては、常に火災、盗難、その他事故の発生予防に十分注意する。
2. 作業中に建物、什器等を毀損した時は、乙はその旨を甲に速やかに報告し、指示に従い速やかに復旧する。
3. 作業は静粛を保ち、市民等に十分配慮し行う。
4. 使用する資機材は、品質良好、清潔かつ最適なものを使用するものし、又清掃場所に応じたものを使用する。

VII 用語

1. 日常清掃

日単位等の短い周期で日常的に行う清掃業務

2. 定期清掃

月単位、年単位の長い周期で行う清掃業務

3. 床の分類

弾性床・・・ビニール床タイル、ビニール床シート、ゴム床タイル等
硬質床・・・陶磁器質タイル、石、コンクリート、モルタル等

VIII 支払い方法

1. 各月末締めをもって乙の請求により甲は精算する。
2. 各月の支払額に1円未満の端数を生じた時は、最終月に精算するものとする。

IX その他

1. 本仕様に定めのない事項については、甲、乙協議して決めるものとする。

年度ごとの回数一覧表

| | 単位 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 | 合計 |
|------|----|--------------------------|---------------|---------------|-------------------|----|
| 日常清掃 | 月 | 7 (9、10、11、12、1、2、3月) | 12 | 12 | 5 (4、5、6、7、8月) | 36 |
| 定期清掃 | 回 | 1 (10月) | 2 (4月、10月) | 2 (4月、10月) | 1 (4月) | 6 |

動物愛護センター清掃委託
日常清掃

| 部屋名 | 面積(m ²) | 床材料 | 分類 |
|--------|---------------------|----------|-----|
| 多目的ルーム | 43.31 | 単層フローリング | 弾性床 |
| ホール | 33.90 | ビニールシート | 弾性床 |
| 給湯室 | 4.40 | ビニールシート | 弾性床 |
| 便所 | 36.07 | ビニールシート | 弾性床 |
| 廊下(1) | 16.08 | ビニールシート | 弾性床 |
| 廊下(2) | 5.44 | ビニールシート | 弾性床 |
| 廊下(3) | 6.69 | ビニールシート | 弾性床 |
| 風除室 | 10.20 | 乱形石 | 硬質床 |
| 小計 | 156.09 | | |

| 床材料別 | 面積(m ²) |
|------|---------------------|
| 弾性床 | 145.89 |
| 硬質床 | 10.20 |
| 小計 | 156.09 |

建物外部の日常清掃

| | |
|---------------|----------|
| ウッドデッキテラス | 58.00 |
| エントランス・駐車場・庭等 | 1,496.48 |

* 敷地面積 1,913.07m²
延床面積 416.59m²

定期清掃

| 部屋名 | 面積(m ²) | 床材料 | 分類 |
|-----------|---------------------|----------|-----|
| 事務室 | 37.91 | ビニール床タイル | 弾性床 |
| 多目的ルーム | 43.31 | 単層フローリング | 弾性床 |
| ホール | 33.90 | ビニールシート | 弾性床 |
| 給湯室 | 4.40 | ビニールシート | 弾性床 |
| シャワー室 | 4.56 | ビニールシート | 弾性床 |
| 更衣室(1) | 5.37 | ビニールシート | 弾性床 |
| 更衣室(2) | 3.94 | ビニールシート | 弾性床 |
| 便所 | 36.07 | ビニールシート | 弾性床 |
| 廊下(1) | 16.08 | ビニールシート | 弾性床 |
| 廊下(2) | 5.44 | ビニールシート | 弾性床 |
| 廊下(3) | 6.69 | ビニールシート | 弾性床 |
| メインエントランス | 21.00 | 乱形石 | 硬質床 |
| 風除室 | 10.20 | 乱形石 | 硬質床 |
| 診察室 | 14.80 | ビニールシート | 弾性床 |
| 倉庫(1) | 3.96 | ビニールシート | 弾性床 |
| 倉庫(2) | 3.78 | ビニールシート | 弾性床 |
| 廊下(4) | 27.20 | ビニールシート | 弾性床 |
| 小計 | 278.61 | | |

| 床材料別 | 面積(m ²) |
|------|---------------------|
| 弾性床 | 209.50 |
| 硬質床 | 69.11 |
| 小計 | 278.61 |

清掃方法(日常清掃)

1 床の日常清掃

| 清掃場所 | 区分 | 項目 | 作業内容 |
|-------------------|-----------------|-------|------------------------------------|
| 玄関ホール ・ 風除室 | 弾性床 ・ 硬質床 | 除塵 | 自在箒、ダストモップで丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。 |
| | | 部分水抜き | 汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。 |
| 廊下 | 弾性床 | 除塵 | 自在箒、ダストモップで丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。 |
| | | 部分水抜き | 汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。 |
| 便所及び洗面所 | 弾性床 | 除塵 | 自在箒、ダストモップで丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。 |
| | | 全面水抜き | 床全面をモップで丁寧に拭きあげる。 |
| 湯沸室・シャワー室 | 弾性床 | 除塵 | 自在箒、ダストモップで丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。 |
| | | 全面水抜き | 床全面をモップで丁寧に拭きあげる。 |
| 多目的ルーム | 弾性床 | 除塵 | 自在箒、ダストモップで丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。 |
| | | 部分水抜き | 汚れや水滴などが付着した部分をモップで拭く。 |

2 床以外の日常清掃

| 清掃場所 | 項目 | 作業内容 |
|---------|-----------|-------------------------------------|
| 玄関ホール | フロアマット除塵 | 真空掃除機で吸塵する。 |
| | 扉ガラス抜き | 汚れの目立つ部分をタオルで水拭き又は空拭きする。 |
| | 什器備品除塵 | タオル、ダストクロス等で埃を取る。 |
| | ごみ処理 | ごみを収集し、ごみ箱を拭く。 |
| | 金属部分除塵 | タオル、ダストクロス等で埃を取る。 |
| 廊下 | ごみ処理 | ごみを収集し、ごみ箱を拭く。 |
| 便所及び洗面所 | ごみ処理 | ごみを収集し、ごみ箱を拭く。 |
| | 扉・へだて部分拭き | 汚れた部分を水又は専用洗剤を用いて拭く。 |
| | 洗面台拭き | スポンジで専用洗剤を用いて洗浄し、拭きあげる。 |
| | 鏡拭き | 乾拭きして仕上げる。 |
| | 衛生陶器洗浄 | 専用洗剤を用いて洗浄し、拭きあげる。 同時に金属類も拭きあげる。 |
| | 衛生消耗品補充 | トイレトーパーや水石鹼等を補充する。 |
| 湯沸室 | 汚物処理 | 内容物を処理し、容器を洗浄する。 |
| | 流し台洗浄 | 中性洗剤を用いてスポンジで丁寧に洗浄する。 |
| | 厨茶処理 | 厨茶を処理し、厨茶容器を中性洗剤で洗浄する。 |
| | 部分拭き | 汚れの目立つ部分をタオルで水拭く。 |
| | 什器備品等除塵 | タオル、ダストクロス等で埃を取る。 |

3 建物外部の日常清掃

| 清掃場所 | 項目 | 作業内容 |
|-------------------------------------|----|-------------------------------------|
| 建物外部 (メインエントランス、 ウッドデッキ、構内敷地) | | 外部ウッドデッキ掃き清掃。 構内敷地ゴミ、落葉拾い清掃。 |

清掃方法(定期清掃)

1 床の定期清掃

| 清掃場所 | 区分 | 項目 | 作業内容 |
|---------------------------|-----|------|---|
| 玄関ホール 風除室 メインエントランス | 弾性床 | 表面洗浄 | (1) 自在箒、ダストモップで丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。 |
| | | | (2) 適性に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。 |
| | | | (3) 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 |
| | | | (4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。 |
| | | | (5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。 |
| | | | (6) 樹脂床維持剤を塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。 |
| | | | (7) 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は2回とする。 |
| | 硬質床 | 洗浄 | (1) 自在箒、ダストモップで丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。 |
| | | | (2) 床面を十分にぬらした後、適性に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。 |
| | | | (3) 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。 |
| | | | (4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。 |
| | | | (5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。 |
| | | | (6) 樹脂床維持剤を塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。 |
| | | | (7) 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は2回とする。 |
| 多目的ルーム | 弾性床 | 表面洗浄 | (1) 自在箒、ダストモップで丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。 |
| | | | (2) 適性に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。 |
| | | | (3) 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 |
| | | | (4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。 |
| | | | (5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。 |
| | | | (6) 樹脂床維持剤を塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。 |
| | | | (7) 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は2回とする。 |
| 事務室 | 硬質床 | 洗浄 | (1) 自在箒、ダストモップで丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。 |
| | | | (2) 床面を十分にぬらした後、適性に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。 |
| | | | (3) 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。 |
| | | | (4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。 |
| | | | (5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。 |
| | | | (6) 樹脂床維持剤を塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。 |
| | | | (7) 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は2回とする。 |
| 廊下 | 弾性床 | 表面洗浄 | (1) 自在箒、ダストモップで丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。 |
| | | | (2) 適性に希釈した表面洗浄用洗剤をモップでむらのないように塗布する。 |
| | | | (3) 洗浄用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 |
| | | | (4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。 |
| | | | (5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。 |
| | | | (6) 樹脂床維持剤を塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。 |
| | | | (7) 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は2回とする。 |

| | | | |
|------------------|-----|------|--|
| 便所及び洗面所 | 弾性床 | 表面洗淨 | <p>(1) 自在箒、ダストモップで丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 適性に希釈した表面洗淨用洗剤をモップでむらのないように塗布する。</p> <p>(3) 洗淨用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗淨する。</p> <p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。</p> <p>(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>(6) 樹脂床維持剤を塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。</p> <p>(7) 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は2回とする。</p> |
| 湯沸室 診察室 倉庫 | 弾性床 | 表面洗淨 | <p>(1) 自在箒、ダストモップで丁寧に掃き、集めた塵芥は所定の場所に搬出する。</p> <p>(2) 適性に希釈した表面洗淨用洗剤をモップでむらのないように塗布する。</p> <p>(3) 洗淨用パッドを装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗淨する。</p> <p>(4) 吸水用真空掃除機又は床用スクイージーで汚水を除去する。</p> <p>(5) 床全面をモップで丁寧に拭きあげ、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。</p> <p>(6) 樹脂床維持剤を塗り残しや塗りむらのないように塗布し、十分に乾燥した後、塗り重ねる。</p> <p>(7) 樹脂床維持剤の塗布回数は特記による。特記のない場合は2回とする。</p> |